



2021. 3. 16

日本赤十字社静岡県支部と「遺贈に関する協定」を締結

静岡銀行（頭取 柴田 久）では、相続関連サービスの強化を目的として、日本赤十字社静岡県支部と「遺贈に関する協定」を締結しますので、その概要をご案内します。

なお、遺贈に関する協定の締結は、浜松市、浜松医科大学に次いで3例目となります。

1. 締結について

（1）締結日／3月30日（火）

（2）締結式

- ・日 時／3月30日（火）14時～
- ・会 場／日本赤十字社静岡県支部 5階会議室（静岡市葵区追手町44-17）
- ・参加者／日本赤十字社静岡県支部 事務局長 鈴木 亨 様
静岡銀行ソリューション営業部 担当部長 池田正嗣

2. 締結の背景、目的など

- 高齢化社会の進展を背景に、相続に関する相談の増加が見込まれるとともに、お客さまのニーズも高度化・多様化しています。こうしたなか、静岡銀行では、より一層地域のお客さまの人生に寄り添うサービスの提供をめざして、本年4月から銀行本体での「遺言信託業務」の取り扱いを開始するなど、相続関連サービスの強化に取り組んでいます。
- このたび、こうした取り組みの一環として、ご自身の遺産を社会貢献に役立てたいというお客さまのニーズに応えるため、日本赤十字社静岡県支部と遺贈に関する協定を締結することとなりました。
- これにより、日本赤十字社静岡県支部から同支部に遺贈を希望されるお客さまに対し、相談先として静岡銀行を紹介いただき、静岡銀行では専門の担当者が相続のアドバイスをを行い、遺言信託などの商品・サービスをご案内させていただきます。
- また、静岡銀行では、「遺言信託業務」を通じて、遺贈を希望されるお客さまに対して協定先をはじめとした遺贈先をご紹介するなど、お客さまの想いを確実な形として実現できるよう積極的にサポートさせていただきます。

3. 紹介スキーム

